

第三八回

参第三一号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（案）

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 保険給付及び保険施設」を

「第三章 保険給付及び保険施設

第三章の二 じん肺に係る保険給付の特例」

に改める。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第二号に規定する粉じん作業を行なう事業で常時労働者を使用するもの

第十二条第一項中「第十二条の三第一項」の下に「及び第二十三条の二」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 じん肺に係る保険給付の特例

第二十三条の二 政府は、じん肺に係る休業補償費又は傷病給付を受ける労働者に対して、当該給付にあわせて、じん肺給付を行なう。

じん肺給付の額は、一年につき平均賃金の七十三日分とし、命令で定めるところにより、毎年支給する。

政府は、第一項の労働者の申請により、じん肺に係る療養補償費の支給若しくは療養の給付又は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定により受けたじん肺に係る療養補償の開始後三年を経過した時において、その後のじん肺給付を一時的に行なうことができる。

前項のじん肺給付を一時的に行なう場合における当該額は、平均賃金の六百日分とする。

第十二条第四項の規定は、じん肺給付に準用する。

第二十三条の三 じん肺に係る療養につき第十二条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「三年」とあるのは「六年」と読み替えるものとする。

第二十三条の四 じん肺に係る保険給付に関する第十九条の二の規定の適用については、同条中「長期傷病者補償」とあるのは「療養を開始した日から三年を経過した後の期間に係る保険給付（療養の開始後三年以内に補償の事由の生じた第一種障害補償費を除く。）」と読み替えるものとする。

第二十三条の五 じん肺に係る場合の第十九条の三第一項の規定の適用については、同条中「第一種障害補償費」とあるのは「第一種障害補償費（療養の開始後三年を経過した後に補償の事由の生じたものを除く。）」と、「長期傷病者補償」とあるのは

「療養開始後三年を経過した後の期間に係る保険給付（療養の開始後三年以内に補償の事由の生じた第一種障害補償費を除く。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三十四条の二第一項を次のように改める。

国庫は、命令で定める算定基準に従い、次の各号に掲げる費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、それぞれ当該各号に定める割合を負担する。

一 じん肺については、療養開始後三年を経過した後の期間に係る保険給付（療養開始後三年以内に補償の事由の生じた第一種障害補償費の給付を除く。）に要する費用 四分之三

二 外傷性せき髄障害その他政令で定める負傷及び疾病については、長期傷病者補償に要する費用 二分の一

第三十四条の二第二項中「第一種障害補償費」の下に「（療養開始後三年を経過した後に補償の事由の生じたじん肺に係るものを除く。）」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正法の改正）

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「又は傷病給付」を「、傷病給付」に改め、「第一種障害給付」の下に「又はじん肺給付」を加える。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、改正後の労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第三条第一項第四号の規定により新たに保険関係が成立した事業に使用される労働者でこの法律の施行の際現に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定によりじん肺に係る補償を受けているものに対しても、当該疾病が保険関係の成立後に発生したものとみなして、法第三章及び改正後の法第三章の二の規定により、保険給付を行なう。この場合において、労働基準法の規定による補償は、その補償に相当する保険給付とみなす。
- 3 政府は、前項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合は、当該保険加入者から法第二十四条に規定する保険料のほか、当該給付の平均受給年数を基礎として命令で定める期間につき、特別の保険料を徴収する。
- 4 前項の特別の保険料の料率は、当該保険給付に関して必要な費用を基礎として、命令で定める。
- 5 法第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十条の三から第三十四条まで、第三十五条の二から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定は、第三項の特別の保険料に関して準用する。この場合において、法第二十八条第一項中「保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号以下次項、第三十条第

一項及び第四項、第三十一条第一項及び第四項、第三十三条、第三十四条並びに第四十二条において「一部改正法」という。) 附則第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつたものについては、当該法律の施行の日」と、第二項中「全期間」とあるのは「一部改正法の施行の日以後の事業の期間(事業が終了する前に一部改正法附則第三項の命令で定める期間が経過するときは、その経過する前日までの期間)」と、法第三十条中「又は保険関係が消滅した日」とあるのは「、保険関係が消滅した日又は一部改正法附則第三項の命令で定める期間が経過した日」と、法第三十一条第一項及び第四項、第三十三条、第三十四条並びに第四十二条中「保険料その他この法律による徴収金」とあるのは「一部改正法附則第三項の規定による特別の保険料」と、第三十五条の二中「第三十条の六」とあるのは「一部改正法附則第五項」と、「保険料又は特別保険料」とあるのは「特別の保険料」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 保険加入者が、次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 前項の規定において準用する法第四十六条の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、文書の提出をせず、又は出頭をしなかつた場合

二 前項の規定において準用する法第四十八条の規定による当該官吏の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

8 この法律の施行の際現に法の規定によりじん肺に係る休業補償費又は傷病給付を受けている労働者については、この法律の施行の日からじん肺給付を行なう。

9 この法律の施行の日において、じん肺に係る療養補償費、療養の給付を受けている労働者若しくは第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定によるじん肺に係る療養補償を受けている労働者で当該療養の開始後三年を経過しているもの又はじん肺に係る傷病給付を受けている労働者(附則第十二項に規定する者を除く。) に対しては、政府は、この法律の施行後、命令で定めるところにより、ただちに、じん肺給付を一時的に行なうことができる。

10 前項の場合における当該額は、改正後の法第二十三条の二第四項に規定する額から、当該三年をこえる年数に応じて命令で定める額を減じた額とする。

11 この法律の施行の際現に法第十二条の三第一項の規定によりじん肺に係る長期傷病者補償を受けている労働者に対する法第十二条の五の規定の適用については、同条の別表第三の区分の欄中「長期傷病者補償の開始後」とあるのは「じん肺に係る療養開始後六年を経過した後」と読み替えるものとする。

12 この法律の施行の日に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第五条の規定により長期傷病者補償を受けている者に対するじん肺給付の年額は、改正後の法第二十

三条の二第二項の規定にかかわらず、平均賃金の五十五日分とする。

- 13 この法律の施行の日に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第五条の規定により長期傷病者補償を受けている者に対しては、改正後の法第二十三条の二第三項及び第四項の規定は適用しない。

理 由

じん肺が特殊な疾病であることにかんがみ、当該疾病にかかった労働者については、新たに保険給付としてじん肺給付を行ない、使用者は、当該労働者が、療養開始後六年を経過しなければ解雇できないこととし、遺族給付についても支給を厚くする等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二億二千万円の見込みである。